

平成 21 年 9 月 28 日

平成 21 年第 4 回（9 月）川口市議会定例会

平成 21 年 9 月 18 日開催 総務常任委員会
委員長報告

総務常任委員長
宇田川好秀

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第 2 款「総務費」及び歳入の部、第 1 4 款「国庫支出金」第 2 項「国庫補助金」第 8 目並びに第 1 6 款「財産収入」ないし第 2 0 款及び第 2 1 款「市債」第 1 項「市債」第 5 目並びに第 3 条第 3 表「地方債補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金にかかわり、国が各自治体へ交付する交付額の算定方法、及び、予算計上した事業の選定方法について問われ、これに対して、国において各自治体の規模及び財政力等を基に交付限度額が算出され、本市の交付限度額は 5 億 5 千 6 2 5 万 9 千円と示されたものであり、予算計上した事業については、経済対策に効果のある事業を全庁的に調整したものであるとのこと。

また、臨時財政対策債にかかわり、増額補正したことにより、今年度末及び平成 22 年度以降の市債残高の見通しについて問われ、これに対して、今年度の一般会計市債額は約 1 2 0 億円となり、公債費の元金償還額は、約 1 3 3 億円であることから、今年度末の、市債残高は前年度末と比較し、約 1 3 億円減少する見込みである。また、平成 22 年度以降の市債残高の見通しについては、今後、今年度と同額を借り入れるものとしてシミュレーションを行った結果、市債残高は減少していく見通しであるとのことでありました。

このほか、賦課徴収費にかかわり、今後の還付金の支出について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第 2 款及び歳入の部、第 1

4 款第 2 項第 8 目並びに第 1 6 款ないし第 2 0 款及び第 2 1 款第 1 項第 5 目並びに第 3 条第 3 表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 8 4 号「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」を議題といたしましたところ、まず、本条例第 2 条の所掌事務における条例の運用とは何を想定しているのかと問われ、これに対して、自治基本条例の策定に関わった市民の想いは、自治基本条例を制定し終了するのではなく、市政運営が自治基本条例に基づき正しく運用されるかをチェックするために運用推進委員会を設置することにより、そうしたことを踏まえ、今後、制定を予定している市民参加、協働、市民投票の各条例の制定状況の確認を行っていくことなどを想定しているとのこと。

また、これに関連して市民参加のあり方について問われ、これに対して、自治基本条例の策定に多くの市民がかかわった事例は、市民参加の試金石として今後も注目されることとなるものと考えている。さらに当委員会の所掌事務には「啓発」があり、自治基本条例が市民に浸透し、多くの市民に市政参加してもらえよう検討して参りたいとのことでありました。

このほか、今後のスケジュールについて、委員会の委員選考方法について等、質疑応答の後、討論へと移行し、自治基本条例は、策定段階において、多くの市民参加を図るという努力をされたことは十分認識している。今後、この運用推進委員会の 1 4 人の委員だけの検討や企画にとどまらず、この委員会にも市民参加が根付いて発展されるよう運営していただくことを要望し賛成するとの意見が述べられたる後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 8 3 号「川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第 9 0 号「工事請負契約の締結について（旧青木環境センター焼却施設解体工事）」ないし議案第 9 3 号「工事請負契約の締結について（川口市立並木公民館建替工事）」までの、4 議案を一括議題といたしましたところ、まず、議案第 9 0 号にかかわり、調査基準価格

を下回った低価格で入札した1番・2番の2業者に不備があったのかと問われ、これに対して、環境部の調査に基づいた低入札価格調査委員会の結果、元請業者が下請業者の見積書を精査せず提出したことに、責任が感じられないこと、ダイオキシン類対策費用が低額すぎる、解体実績の評価が不明確なことなどから、安全施工管理体制に疑念が生じたため落札者にしなかったとのこと。

これに関連して、落札業者は、安全に施工できるのかと問われ、これに対して、落札業者においては、厚生労働省が平成13年にダイオキシン類ばく露防止を定めた「基発第401号の2」の要綱に基づき、元請業者としての責任及び、下請業者並びに協力会社などを総合的に管理するための、独自の施工管理システムを作成し、実施していること、また、国の発注工事における解体工事実績では、国での平均点が約75点のところ、79点の評価を得た実績があるとのことなどにより落札者としたとのこと。

さらに、解体工事後の土壌改良について問われ、これに対して、土壌改良については跡地利用に応じて行う予定であり、当面は、30cmの覆土をし、飛散防止のためアスファルト舗装するとのことでありました。

このほか、ダイオキシン類対策費用の内訳について、議案第91号から第93号までにかかわる落札業者契約実績について等、質疑応答の後、一括採決の結果、議案第90号ないし議案第93号までの、4議案は起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。